

被 相 続 人 居 住 用 家 屋 等 確 認 申 請 書

申 請 者 住 所 ●●府●●市●●●●●

氏 名 豊 中 A 子

電 話 ●●-●●●●●-●●●●●

下記について確認願います。

下記家屋及びその敷地等は、「**用又は居住の用に供**されていたことがないこと」(租税特別措置法第 35 条第 3 項第 1 号) 当該相続又は遺贈に係る被相続人から相続又は遺贈を受けることができること(租税特別措置法第 35 条第 3 項第 1 号) 当該相続又は遺贈の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていた家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、当該特定事由により当該家屋が居住の用に供されなくなる直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと」(同項第 3 号) に該当すること

(※1) 通知における特定事由と同じ。(※2) 通知における老人ホーム等入所中要件と同じ。

・税控除を受けようとする人 (確定申告をする人) の住所・電話番号・氏名を記入してください。
・日中、連絡のつく連絡先を記入してください。
・代理人が申請する場合は、委任状が必要です。

申請被相続人居住用家屋及びその敷地等 (※3) の所在地 (敷地の所在地番)	登記簿に記載されている地番・家屋番号を記入してください。住所 (住居表示) ではありません。		
申請被相続人居住用家屋の建築年月日 (※4)	年	月	日
被相続人の氏名及び住所	(住所)		
	(氏名)	譲渡者から	相続人から
相続開始日 (被相続人の死亡日)	年	月	日
申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の取得をした他の相続人の氏名及び住所 ※書ききれない場合は別紙	<input type="checkbox"/> 家屋 (住所) ●●府●●市●●●	申請者以外に、当該家屋または敷地等を相続したすべての相続人を記入してください。	
	<input type="checkbox"/> 敷地等 ●●県●●市●●●●●		
換価分割の場合は <input checked="" type="checkbox"/> ⇒ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 家屋 (氏名) 豊中 C 美		
相続人 (※6) の数 (申請者含む) ※該当する□に <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 2 名以下 【特別控除額の上限額 3,000 万円】	<input type="checkbox"/> 3 名以上 【特別控除額の上限額 2,000 万円】	

契約書に記載されている譲渡日を記入してください。

(※3) 申請被相続人居住用家屋及びその敷地等は、被相続人から相続又は遺贈 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。) により相続人 (包括受遺者を含む。以下同じ。) が取得したものに限り、

(※4) 申請被相続人居住用家屋は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものに限り、

(※5) 申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の譲渡は、相続開始日から同日以後 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの間にしるものに限り、なお、本申請書を用いての申請は、令和 6 年 1 月 1 日以降に譲渡したものに限り、

(※6) 相続又は遺贈により申請被相続人居住用家屋とその敷地等のいずれも取得した相続人に限り、

被 相 続 人 居 住 用 家 屋 等 確 認 書

上記について確認しました。

※市区町村記入欄

確認年月日	年	月	日
確認を行った市区町村長	市が記載します。記入しないでください。		
	印		

①お亡くなりになった人の住民票の除票の写し（原本）

- ・相続発生日（死亡日）、最終の居住地を確認します。
- ・世帯主との続柄、本籍、個人番号の記載は不要です。
- ・交付日はいつでも構いません。

②家屋等を相続した人全員分の住民票の写し（原本）

- ・相続直前から譲渡日まで、当該家屋に居住していなかったことを確認します。
- ・世帯主との続柄、本籍、個人番号の記載は不要です。
- ・譲渡日以降に交付されたものに限りません。

③家屋等の売買契約書（コピー）

- ・売主名が相続人であることと、家屋と敷地等の譲渡日を確認します。
- ・譲渡日が確認できない場合や、契約書の譲渡日と実際の譲渡日が異なる場合は、登記事項証明書を添付してください（④で確認できる場合は添付不要）。

④家屋及びその敷地の登記事項証明書（原本）

- ・家屋及びその敷地等の取得をした相続人の数を確認します。
- ・換価分割の場合は遺産分割協議書を添付してください。

⑤（i）電気、水道、ガス（いずれかひとつで可）の使用中止日がわかる書類（コピー）

- ・使用中止日が、相続発生日から譲渡日までの間であることを確認します。
- ・使用中止日と所在地が明記されているものをご提出ください。

⑤（ii）広告

- ・現況が「空き家」と表示されているもの。
- ・宅地建物取引業者が作成した書類に限りません。

①	被相続人の 住民票の除票の写し （原則コピー不可） ※被相続人が老人ホーム等に入所していた場合で、入所後の戸籍の附票の写し	
	申請被相続人居住用家屋及びその敷地の 住民票の写し （原則コピー不可） 老人ホーム等に入所していた場合は老人ホーム等入所済の「譲渡の時」を明らかにする書類として、 売買契約書のコピー 等 老人ホーム等に入所していた場合は老人ホーム等入所の直前）や転入日等の記載がない場合、2回以上移転している場合の引渡しがあつた日が確認できない場合は登記事項証明	
④	「譲渡の時」を明らかにする書類として、申請被相続人居住用家屋及びその敷地の 登記事項証明書 等（原則コピー不可） ※登記事項証明書の提出が難しい場合や換価分割の場合は、遺産分割協議書等	
⑤	申請被相続人居住用家屋又はその敷地等が「相続の時から譲渡の時まで又は居住の用に供されてきたことがないこと」を証する書類として以下いずれか（複数の書類が提出された場合は、当該複数の書類の全て）	
(i)	電気、水道又はガスの 使用中止日（閉栓日、契約廃止日等） が確認できる書類 ※閉栓日、契約廃止日等は相続開始日以降のもの	
(ii)	申請被相続人居住用家屋の 表示して「空き家」 していることを示しているもの	
(iii)	宅地建物取引業者が作成した 「空き家」 表示しているもの。	
⑥	被相続人が老人ホーム等に入所していた場合には、以下の（i）～（iii）の全ての書類	
(i)	介護保険の被保険者証 のコピーや障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第8項に規定する 障害福祉サービス受給者証 のコピー等（※）、被相続人が介護保険法第19条第1項に規定する 要介護認定 、同条第2項に規定する 要支援認定 を受けていたこと若しくは介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に該当していたこと又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条第1項に規定する障害支援区分の認定を受けていたことを明らかにする書類 ※その他要介護認定等の決定通知書、市区町村作成の要介護認定等を受けたことを証する書類、要介護認定等に関する情報を含む老人ホーム等の記録等でも可とする。	

（次ページに続く）

⑥被相続人が老人ホーム等に入所していた場合のみ必要

⑥（i）老人ホーム等に入所する直前に、要介護・要支援認定を受けていたことを確認します。

<例>（いずれもコピー）

- ・介護保険の被保険者証
- ・障害福祉サービス受給者証
- ・要介護認定決定通知書

(ii)	<p>施設への入所時における契約書のコピー等、被相続人が相続開始の直前において入居又は入所していた住居又は施設の名称及び所在地並びにその住居又は施設が次のいずれかに該当する旨を明らかにする書類</p> <p>(ア) 認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる養護老人ホーム、同法第 20 条の 5 に規定する軽費老人ホーム又は同法第 28 条に規定する介護老人保健施設又は同条第 29 項に規定する介護老人保健施設</p> <p>(ウ) 高齢者住宅法第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅 ((ア) の有料老人ホームを除く。)</p> <p>(エ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設 (同条第 10 項に規定する施設入所支援が行われるものに限る。) 又は同条第 17 項に規定する共同生活援助を行う住居</p>	
(iii)	<p>被相続人の老人ホーム等入所後から相続開始の直前まで、被相続人が申請被相続人居住用家屋を一定使用し、かつ、事業の用、貸付けの用又は被相続人以外の居住の用に供されていないことを証する書類として以下のいずれか (複数の書類が提出された場合には、当該複数の書類の全て)</p> <p>(ア) 電気、水道又はガスの契約名義 (支払人) 及び使用中止日 (閉栓日、契約廃止日等) が確認できる書類 ※閉栓日、契約廃止日等は相続開始日以降のもの</p> <p>(イ) 申請被相続人居住用家屋への外出、外泊等の記録 (老人ホーム等が保有するもの) のコピー等</p> <p>(ウ) その他要件を満たしていることを認めることができる書類</p>	
備考	<p>(例: 空家等対策の推進に関する条例に基づく書類によって確認ができていない場合及びヒアリング内容・</p> <p>⑥ (iii) お亡くなりになった人が老人ホーム等に入所してからも何らかの形で当該家屋を使用していたことを確認します。</p> <p>(ア) 電気、水道、ガス (いずれかひとつで可) の使用中止日がわかる書類 (コピー) の場合</p> <p>・ 契約名義人がお亡くなりになった人であることと使用中止日を確認します。</p>	

(※ 7) 申請被相続人居住用家屋に配達された被相続人宛の郵便物等。また、電気、水道又はガスの使用中止日を確認できる書類の提出があったが当該書類で契約名義 (支払人) が明確とならなかった場合 (すなわち、申請被相続人居住用家屋の一定使用は認められるが、事業の用等に供されていないことが確認できない場合) の書類として、市区町村が認める者が申請被相続人居住用家屋の管理を行っていたことの証明書、不動産所得がないことを確認するための地方税の所得証明書等。